

四半期報告書

(第127期第2四半期)

自 平成29年7月1日
至 平成29年9月30日

飯野海運株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	13
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4) ライソプランの内容	13
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(6) 大株主の状況	14
(7) 議決権の状況	16
2 役員の状況	16

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	18
四半期連結損益計算書	18
四半期連結包括利益計算書	19
(2) 四半期連結貸借対照表	20
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22
2 その他	26

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月10日
【四半期会計期間】	第127期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 當 舎 裕 己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	東京（6273）3208
【事務連絡者氏名】	経理部長 児 嶋 浩 然
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	東京（6273）3208
【事務連絡者氏名】	経理部長 児 嶋 浩 然
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第126期 第2四半期 連結累計期間	第127期 第2四半期 連結累計期間	第126期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成29年4月1日 至平成29年9月30日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売上高 (百万円)	41,840	40,439	83,320
経常利益 (百万円)	1,992	3,079	5,105
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	1,535	3,445	3,885
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	543	4,557	4,607
純資産額 (百万円)	65,265	72,764	68,774
総資産額 (百万円)	215,050	199,665	203,969
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	13.84	31.04	35.01
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	30.3	36.4	33.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,236	6,793	11,075
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,715	△1,406	12,788
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△11,727	△5,416	△27,242
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	9,997	10,658	10,719

回次	第126期 第2四半期 連結会計期間	第127期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成28年7月1日 至平成28年9月30日	自平成29年7月1日 至平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.80	21.97

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、北朝鮮情勢をめぐる警戒感が高まる中、米国を中心とした先進国の景気回復を追い風に堅調に推移しました。米国では、政治情勢やハリケーン被害に対する懸念が見られたものの、失業率の低下や設備投資の回復等により着実な景気の回復が続きました。ユーロ圏では、個人消費や輸出が堅調に推移し、景気は緩やかに回復しました。中国では、安定成長を目指す政策により景気は減速傾向ながらも引き続き堅調に推移しました。

わが国経済は、雇用環境の改善と個人消費・設備投資の回復に支えられ、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの海運業においては、一部の船種での市況回復に加え、為替が前年同期に比べ円安に推移したこと追い風となった一方、全体としては依然、船腹の供給過剰は解消されず、事業を取り巻く環境は大きくは改善しませんでした。このような状況の下、既存契約の有利更改への取り組みをはじめとして、効率配船及び運航採算の向上を図りました。不動産業においては、前期に西新橋一丁目再開発に伴う所有ビルの入替えや篠塚センタービルの処分等により稼働が減少ましたが、飯野ビルディングをはじめとするその他の各ビルが順調に稼働しており、安定した収益を確保しました。

以上の結果、売上高は404億39百万円(前年同期比3.3%減)、営業利益は33億39百万円(前年同期比6.5%増)、経常利益は30億79百万円(前年同期比54.6%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は34億45百万円(前年同期比124.3%増)となりました。

各セグメント別の状況は次の通りです。

①外航海運業

当第2四半期連結累計期間の外航海運市況は以下の通りです。

オイルタンカーにおいては、春先以降に西アフリカ産油国からの荷動きが活発となり、一時全体的に市況が引き締まりましたが、その後は新造船の流入数が既存船の解撤数を大きく上回り、船腹の供給過剰から市況は損益分岐点を下回る低水準で推移しました。

ケミカルタンカーにおいては、アジア域を中心にケミカル製品の輸送需要は引き続き底堅く推移しましたが、新造ケミカルタンカーの竣工が多いこと、またプロダクト船のケミカルタンカー市場への流入圧力も依然強かつたことから、船腹の供給過剰は解消せず、市況は夏場まで低調に推移しました。夏場以降はインドでの祭典前に伴うパームオイルの輸送需要が増加したこと等により、市況は緩やかに上昇しました。プロダクトタンカーにおいては、米国でのハリケーンの影響を受け市況の改善が見られましたが、恒常的な船腹過剰の状況は変わらず、市況の本格的な回復には至りませんでした。

大型ガスキャリアのうち、LPGキャリアは米国産LPGのアジア向け荷動きが弱含みに推移したことに加え、新造船の継続的な流入による船腹供給過多により市況は低調に推移しました。また、LNGキャリアは船腹量に対する輸送需要の伸びが限定的で、スポット市況は低水準に留まりました。

ドライバルクキャリアにおいては、春先に南米からの穀物輸送需要が増加した一方、新造船の供給が限定的だったこと等から、大型船を中心に市況は上昇しました。その後一時弱含みで推移しましたが、夏場以降は好調な鉄鉱石輸送需要等に支えられ、市況は再び上昇し総じて堅調さを維持しました。

なお、当第2四半期連結累計期間における当社グループの平均為替レートは111.20円/US\$(前年同期は107.65円/US\$)、平均燃料油価格はUS\$313/MT(前年同期はUS\$216/MT)となりました。

このような事業環境の下、当社グループの外航海運業の概況は以下の通りとなりました。

オイルタンカーにおいては、支配船腹を中長期契約に継続投入することで、安定収益を確保しました。

ケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路である中東からアジア及び欧州向けの数量輸送契約を中心に安定した輸送数量を確保する事に加え、付加価値の高い小ロットスポット貨物を効果的に取り込むことで引き続き高稼働を維持しました。また中東・米州地域で新たに契約を獲得したため、期中に市場から船舶を調達し船腹需要の増加に対応しました。当社と米国オペレーターとの合弁事業会社では、大西洋域内を中心とした数量輸送契約やスポット貨物の集荷により稼働を維持しました。プロダクトタンカーにおいては、支配船腹を中長期契約に継続投入しました。しかしながら、ケミカルタンカー及びプロダクトタンカー共に市況低迷の影響を避けることは出来ませんでした。

大型ガスキャリアにおいては、LPGキャリア及びLNGキャリア共に既存の中長期契約へ継続投入することで安定収益を確保しました。

ドライバルクキャリアにおいては、石炭専用船とチップ専用船については順調に稼働しました。ポストパナマックス船については、市況上昇のタイミングを捉えた配船や数量輸送契約に投入する等して収益の確保に努め、またハンディ船についても市況上昇下でのスポット航海を中心に効率的な配船・運航に努めた結果、両船型とも採算は改善しました。

以上の結果、外航海運業の売上高は307億47百万円(前年同期比1.3%減)、営業利益は13億86百万円(前年同期比7.7%増)となりました。

②内航・近海海運業

当第2四半期連結累計期間の内航・近海海運市況は以下の通りです。

内航ガス輸送においては、船腹量に大きな変化が見られない中、LPG需要は季節的要因により大幅に減少し、石油化学ガスもプラントの定期修繕等に伴い輸送数量は減少したため、稼働は軟調に推移しました。

近海ガス輸送においては、中国経済の成長鈍化や主要貨物であるプロピレンの中国国内生産が増加したこと等の影響により荷動きは低調に推移ましたが、新造船の竣工が少なかったことから市況は回復しました。

このような事業環境の下、当社グループの内航・近海海運業の概況は以下の通りとなりました。

内航ガス輸送は、出荷プラントの定期修繕、運航船の入渠等による稼働減少の影響を受けましたが、効率配船の実施に加えて定期用船契約を有利更改することで、採算を維持しました。

近海ガス輸送は、新造船の流入圧力が低下したこと等の影響により市況が上昇し、従前の契約に比べ有利更改を果たしました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は44億46百万円(前年同期比8.4%増)、営業利益は2億54百万円(前年同期は営業損失71百万円)となりました。

③不動産業

当第2四半期連結累計期間の不動産市況は以下の通りです。

都心のオフィスビル賃貸市況は、企業業績の改善、人員拡大等を背景としたオフィス拡張、交通利便性の高いエリアへの統合需要により、特に中心3区の築浅大規模ビルでは空室率は低下し、賃料水準は緩やかながら上昇傾向で推移しました。

貸ホール・貸会議室においては、多数の競合施設がある中、厳しい顧客獲得競争が続きました。

不動産関連事業のフォトスタジオ事業においては、国内景気が緩やかな回復を続ける中、広告需要が堅調な伸びを示しました。

このような事業環境の下、当社グループの不動産業の概況は以下の通りとなりました。

賃貸ビルにおいては、所有する各ビルにおいて良質なテナントサービスの提供に注力し、概ね順調に稼働しました。

当社グループのイイノホール&カンファレンスセンターにおいては、セミナー、講演会、映画試写会、その他催事の積極的な誘致により、稼働の維持に努めました。

スタジオ関連事業を行うイイノ・メディアプロにおいては、主力のスタジオ部門とプロダクション、ロケーション、レタッチ各部門連携しての積極的な利用誘致により新規大型広告案件を獲得する等、稼働は堅調に推移しました。

以上の結果、不動産業の売上高は52億85百万円(前年同期比20.4%減)、営業利益は16億99百万円(前年同期比11.4%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

①資産、負債及び純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産残高は前連結会計年度末に比べ43億4百万円減少し、1,996億65百万円となりました。これは主に減価償却費の計上及びリース資産の減少によるものです。負債残高は前連結会計年度末に比べ82億93百万円減少し、1,269億1百万円となりました。これは主に借入金の減少によるものです。純資産残高は前連結会計年度末に比べ39億89百万円増加し、727億64百万円となりました。これは主に利益剰余金及びその他有価証券評価差額金の増加によるものです。

②キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、67億93百万円のプラス(前年同期は62億36百万円のプラス)となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益36億5百万円と減価償却費41億94百万円によるものです。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、14億6百万円のマイナス(前年同期は17億15百万円のプラス)となりました。これは主に船舶及び不動産への設備投資を中心とした固定資産の取得による支出22億28百万円が、船舶を中心とした固定資産の売却による収入7億61百万円を上回ったことによるものです。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は54億16百万円のマイナス(前年同期は117億27百万円のマイナス)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出77億66百万円が、長期借入れによる収入27億22百万円を上回ったことによるものです。

以上の結果、「現金及び現金同等物の四半期末残高」は、106億58百万円(前年同期は99億97百万円)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つとなり得ると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化の実現を図ることができるものであると考えております。また、大規模買付行為(下記3.①において定義されます。以下同じです。)を受け入れるかどうかは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今、わが国においても敵対的な企業買収の動きが活発化しております。当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させる買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない株主の皆様の共同の利益を害するものであるとは限らないものの、このような敵対的な企業買収の中には、株主の皆様に対して当該企業買収に関する十分な情報が提供されず株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該企業買収の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各ステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、上記のような企業買収に該当する行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の中期経営計画等による企業価値向上への取組み及び下記②のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

① 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

ア. 当社の事業の概要

当社は、海運業と不動産業を事業の柱とし、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化を図る観点から、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業とを適切に組み合わせることにより、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込む事業と国内の安定的な事業の双方をバランスよく行うこととを経営の基本方針としております。

当社の海運業は、オイルタンカー、ガスキャリア及びケミカルタンカーを中心とした液体貨物輸送業並びにドライバルクキャリアによるばら積み貨物輸送業から構成されております。当社は、液体貨物輸送業においては、中東諸国、アジア各国の顧客との間で長年に亘る信頼関係を築いており、また、ばら積み貨物輸送業においては、国内電力各社、製紙会社等の中長期の契約関係に基づき専用船を主体とした安定輸送に従事しております、いずれも取引先企業から高い評価を得ております。さらに、海運業において当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要不可欠な物資であり、当社はこれを安全且つ安定的に輸送することにより顧客の信頼を獲得しており、それを当社の事業の基盤とするとともに、国内外の地域社会との共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。

一方、不動産業においては、東京都心部の中でも立地条件が良く高い稼働率が期待できる地区におけるオフィスビル賃貸事業を核として展開しております、多目的ホールの運営やフォトスタジオの運営等の不動産周辺事業の発展にも力を注いでおります。平成23年10月に開業した飯野ビルディング(東京都千代田区内幸町)は、日比谷公園を望む良好な立地に加え、高い耐震性や高度なセキュリティー機能を備えております。さらに、世界最高水準の環境性能を有し、自然環境にも配慮した快適なビジネス環境を提供するオフィスビルとなっており、国内外の多くの機関から高い評価を得ております。また、飯野ビルディングのシンボルであるイイノホールは、カンファレンスセンターとともに、落語会、演奏会及び映画試写会といった催しや講演会・式典等の様々な用途にご利用頂いており、当社の文化的事業の拠点として、確固たる地位を築いております。当社は不動産業において、ゆとりある安全な空間を提供することにより、顧客である各企業の信頼を得ており、海運業と同様に、それを当社の事業の基盤とするとともに、当社が提供するゆとりある安全な空間において顧客である各企業が安心して事業を展開することを通じて、間接的に地域社会を含む社会全体に貢献しているものと考えております。

このような当社に対する高い評価と信頼は、当社が特定の企業系列に属さずに独立的・中立的企業として100年以上もの間に亘り、事業を営んできたことにより培われたものであり、それは当社の企業価値の基盤となっております。

当社が営む海運業及び不動産業において、安全の確保は、事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっておりますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠となります。変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることは、当社全体の経営の安定に資するものと考えております。

また、当社は海運業と不動産業とを適切に組み合わせるという経営の基本方針を達成するために、双方の事業にバランスよく投資を行っております。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えており、両事業間の人事交流を含め、双方の事業に対して経営資源の適切な配分を行っております。とりわけ、市況等の変動が収益に及ぼす影響の大きい海運業については、当社の企業体力にあつた設備投資を志向するとともに、市況変動への耐性を強化するため、自社による保有船と他社からの調達船のバランスを考慮して投資を行い、また、調達船の用船期間についても、短期・中期・長期と分けることにより、船腹調達の多様化を図っております。

以上の通り、当社は、常に、中長期的な視点から安定的な経営を行うことを経営判断の基盤に置きつつ、海運業と不動産業とを適切に組み合わせることによって、当社グループ全体の中長期的な業績の向上を目指しております。

現在、海運業を取り巻く事業環境は厳しいものの、安定収益基盤の強化につながる専用船事業の拡充等により可能な限り事業リスクを制御しながら当社の中核的な事業としてこれを継続していくことは、中長期的には今後伸長が予想される新興国を中心とした世界の経済成長を取り込むことにつながり、これにより収益の拡大基盤を構築することが期待できます。また、収益の変動率が大きい海運業と相対的に収益が安定している国内の不動産業とを適切に組み合わせることは、両事業の発展の基盤である安全の確保のために不可欠である当社全体の経営の安定に資すると考えております。よって、海運業と不動産業を当社の事業の柱とし、双方をバランスよく行うことは、当社の企業価値の向上に資するものと考えておりますので、双方の事業について、引き続き事業基盤の整備を進めてまいります。さらに、大きな収益は見込めないものの当社グループのブランドイメージの向上や社会全体に貢献する文化的事業についても取り組んでまいります。下記イ.の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されており

ますが、その方針は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に資するものと考えております。

イ. 中期経営計画

当社グループは、平成29年4月20日に、当社創立125周年である平成36年(2024年)に向けたグループ企業の一層の成長を目指し、3ヵ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. - 創立125周年(2024年)に向けて - 」(計画期間：平成29年4月～平成32年3月)を策定しました。

平成26年度に策定された前中期経営計画「STEP FORWARD 2020」(計画期間：平成26年4月～平成29年3月)(以下「前計画」といいます。)では、「攻めの展開へ」をテーマとし、海運業ではケミカルタンカー、大型ガスキャリアの船隊整備、不動産業ではターゲットエリア内への資産の集中等、安定収益の確保・拡大に向けた取組みを推進しました。

今回の中期経営計画は、基本的には前計画の方針を踏襲しつつ「バランス経営の推進と先進性への挑戦」への取組みを主眼として、高品質なサービス“IINO QUALITY”を提供し、独自のビジネスモデル“IINO MODEL”により持続的に成長する企業、そして新しい分野へ挑戦し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を目指しています。

「Be Unique and Innovative. - 創立125周年(2024年)に向けて - 」において、当社グループは、「3つの重点強化策」として、「更なる差別化の追求」、「安定収益の磐石化」及び「次世代ビジネスへの挑戦」を取り組みます。具体的には、まず、お客様に支持されるサービスの質的向上を図り、更なる差別化を追求します。また、海運業では、多様化する顧客ニーズに対応するため、世界展開の加速及び一体的な提案営業により競争力を強化します。不動産業では、ターゲットエリア内への資産集約の一環として西新橋一丁目再開発事業を推進し、安定収益の磐石化に取り組みます。これに加え、次世代ビジネスへ挑戦することで確実な成長を目指し、海運業と不動産業を両輪とした経営をより一層進化させてまいります。

また、これらの重点強化策を支える「5つの基盤整備項目」として、「ノウハウ再構築・浸透・伝承による競争力強化」、「人的資源開発強化と最適活用」、「情報ネットワークの戦略的拡充」、「キャッシュ・フロー経営と財務基盤強化」及び「リスク管理の徹底」に取り組んでまいります。

中期経営計画「Be Unique and Innovative. - 創立125周年(2024年)に向けて - 」の詳細については当社ホームページをご参照下さい。

中期経営計画「Be Unique and Innovative. - 創立125周年(2024年)に向けて - 」策定のお知らせ:

<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/topics170420-1.pdf>

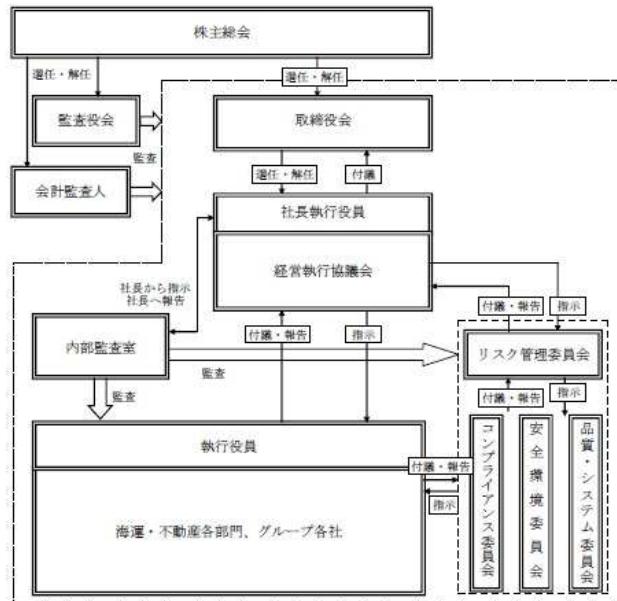
中期経営計画「Be Unique and Innovative. - 創立125周年(2024年)に向けて - 」補足資料:

<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/topics170420-2.pdf>

② コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

ア. コーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する基本的な考え方

当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基礎となる各ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた基本的な考え方を、グループ共通の「経営理念」として掲げております。そして、このような「経営理念」を実現するために、グループ役職員の行動指針として、「安全の重視」、「社会への貢献」、「取引先の尊重」、「コンプライアンスと社会秩序の維持」、「差別の廃絶・人権の尊重」、「環境の保護」及び「情報開示とコミュニケーション」の7項目からなる「行動憲章」を定め、それを実践することでステークホルダー間の利害調整と効率的な企業活動の実現を図っております。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスによって、「行動憲章」を実践するために求められる経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と捉えております。当社は、このような考え方に基づき、監査役制度を基礎とした組織体制のもと、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性・透明性と効率性との両立を図っており、経営の意思決定及び業務執行に際しては、株主、従業員その他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ね、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。



イ. コーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する施策の実施状況

- (i) 当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。また、執行役員による業務執行体制を採用し、取締役会の重要事項に関する意思決定機能と業務執行の監督機能を強化しております。重要事項の決議を行うとともに取締役及び経営執行協議会並びに執行役員の職務執行の監督を行うために、原則として毎月1回取締役会を開催しております。また、常勤監査役と社外監査役である非常勤監査役で構成される監査役会を原則として毎月1回開催するとともに、社長執行役員(代表取締役)直属の内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携して監査に当たる体制をとっております。なお、内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。
- (ii) 当社においては、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、執行役員により構成される経営執行協議会を原則として毎週開催し、取締役会から授権された事項の決議、取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換・情報交換を行っております。
- (iii) 当社グループにおいては、その業務の適正を確保すべく次の通りリスク管理体制をはじめとする内部統制システムを構築しております。
- (ア) 当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について、審議・提案・助言を行うために設置された「リスク管理委員会」は、その下部機関として主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は、三委員会に対する指示を行い、三委員会から付議・報告を受ける等して、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括しております。
- (イ) 当社グループの業務執行の過程で発生する可能性のある、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」が、当社グループの安全及び環境に関する政策立案とその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- (ウ) 当社グループのシステム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」が、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- (エ) 当社グループの取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスにつきましては、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、社長執行役員に指名されたチーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び内部監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務を指揮し、当社グループ役職員は「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。
- (オ) 当社グループの事業に関して、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たります。また、当社グループは事業地域において大規模地震が発生した場合を想定した事業継続計画(BCP)を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。
- (カ) 当社における取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。
- (キ) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されております。また、当社グループ各社の業務を担当する当社の執行役員を含む使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けております。
- (ク) 当社グループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画(上記①イ. 参照)に基づき行われており、その進捗状況は定期的に当社に報告されております。
- (ケ) 当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置しております。当社においては、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要としております。
- また、監査役スタッフは監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務に優先的に取り組むこととし、且つ役職員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保しております。

(コ) 監査役への報告に関する体制は以下の通りです。

i 監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けております。

ii 常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から業務執行に関する報告を受けております。

iii 常勤監査役は、経営執行協議会において受けた業務執行に関する報告の内容を、原則として毎月1回開催される監査役会において他の監査役に報告する体制をとっております。

iv 当社グループの役職員が、社内に違法行為、企業倫理に違反する行為がある又はその懸念があると判断した場合は、会社が速やかにその事実を認識し、適正な是正措置を講じることができるように内部通報制度を設けております。「内部通報制度運用規程」においては、当社人事部長及び当社が指定する外部の弁護士が内部通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、「コンプライアンス委員会」及び内部通報窓口担当者から必要に応じて当該報告を受ける体制をとっております。

v 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」においては、内部通報をした当社グループの役職員は、不利益を受けないことを保証することが明記されております。

(サ) 当社においては、監査役の職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上しております。但し、緊急又は臨時で支出した費用については、事後、会社に支払いを請求することとしております。

(シ) 当社においては、常勤監査役は、上記のほか、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」などの重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。また、監査役は必要に応じ、隨時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、業務執行に関する報告を求めるることができます。

さらに、監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、内部監査室と逐次、情報交換を行うなど緊密に連携する体制及び会計監査人に対しても当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができる体制をとっております。

(ス) 当社グループは「行動憲章」において「社会秩序を尊重し、秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりを持ってはならない。」と定めております。また、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたり、金銭などの要求をしてきた場合には、会社として組織的な対応と外部の専門機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

(iv) 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意で且つ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。

以上の体制が、企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するために最適なコーポレート・ガバナンスの形態と考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成28年4月28日開催の当社取締役会において、同年6月28日開催の当社第125期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入することを決定し、また、本方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、本方針の有効期間は、平成31年に開催予定の当社第128期定時株主総会の終結時までです。また、平成29年9月30日現在の当社の大株主の状況につきましては、本四半期報告書の「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) 大株主の状況」をご参照下さい。

本方針の内容の詳細については、当社ホームページをご参照下さい。

<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/topics160428-4.pdf>

記

① 本方針の対象となる行為

本方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社の株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものと除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)を対象としております。

② 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出して頂きます。

イ. 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日(初日不算入)以内に、大規模買付者に対して、提供して頂くべき情報を記載した提供情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

上記の提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で当社取締役会から独立した組織である特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断するときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を開示いたします。

ウ. 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、速やかに株主の皆様に開示いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします。(なお、当該延長は一度に限るものとします。)

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

③ 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することができます。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、社外監査役を含む当社監査役全員(但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。)の賛成を得た上で決議することといたします。

なお、所定の場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。株主意思確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問の手続を経ることなく、株主意思確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。

本方針における対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

④ 本方針の廃止及び変更

本方針の有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本方針の廃止若しくは変更が決議された場合又は(ii)当社取締役会において本方針の廃止が決議された場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。また、(iii)平成29年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続が決議されなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4. 上記2. の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2.の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1.の基本方針に資するものであると考えております。

したがいまして、上記2.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5. 上記3.の取組みについての当社取締役会の判断

上記3.の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、上記3.の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3.の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記3.の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3.の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記3.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	111,075,980	111,075,980	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	111,075,980	111,075,980	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日	—	111,075	—	13,092	—	6,233

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
川崎汽船株式会社	千代田区内幸町2丁目1-1	5,940	5.34
東京海上日動火災保険株式会社	千代田区丸の内1丁目2-1	5,264	4.73
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会 社）	千代田区大手町1丁目5-5（中央区晴海1 丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエ アオフィスタワーZ棟）	4,941	4.44
飯野海運取引先持株会	千代田区内幸町2丁目1-1	4,478	4.03
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	中央区晴海1丁目8-11	3,981	3.58
三井住友信託銀行株式会社（常任代 理人 日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社）	千代田区丸の内1丁目4-1（中央区晴海1 丁目8-11）	3,622	3.26
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	港区浜松町2丁目11番3号	2,882	2.59
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309 (常任代理人 野村證券株式会社)	10 MARINA BOULEVARD MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER2 #36-01 SINGAPORE 018983 (中央区日本橋1丁目9-1)	2,600	2.34
日本生命保険相互会社（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式 会社）	千代田区丸の内1丁目6番6号（港区浜松町 2丁目11番3号）	2,256	2.03
トーア再保険株式会社	千代田区神田駿河台3丁目6番地の5	2,253	2.02
計	—	38,220	34.40

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を切捨てております。
2. 当第2四半期会計期間末現在における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の信託業務に
係る株式数については、当社として確認できません。
3. 当第2四半期会計期間末現在における三井住友信託銀行株式会社の所有株式数には、信託業務に係る株式を
含んでおりません。
4. 当第2四半期会計期間末現在における日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の信託業務に係る
株式数については、当社として確認できません。
5. 平成28年10月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（特例対象株券等）において、株式会社みずほ
銀行及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が平成28年10月14日現在でそれぞれ以下
の通り株式を保有している旨が記載されているものの、アセットマネジメントOne株式会社については、株
主名簿の記載内容を確認できいため、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の
確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5番5号	株式 4,941,500	4.45
アセットマネジメントOne 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 8番2号	株式 3,065,500	2.76

また、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社から平成25年3月22日付の変更報告書（特例対象株券等）及び平成25年4月25日付の訂正報告書（大量保有）の写しの送付があり、平成25年3月15日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、三井住友信託銀行株式会社については株主名簿の所有株式数と相違しており、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができません。また他の2社については各社の株主名簿の記載内容を確認できいため、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4番1号	株式 5,404,300	4.87
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	株式 143,900	0.13
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂九丁目 7番1号	株式 350,900	0.32

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 107,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,894,400	1,108,944	同上
単元未満株式	普通株式 74,480	—	同上
発行済株式総数	111,075,980	—	—
総株主の議決権	—	1,108,944	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

②【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 飯野海運株式会社	東京都千代田区 内幸町二丁目1番1号	107,100	—	107,100	0.09
計	—	107,100	—	107,100	0.09

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	41,840	40,439
売上原価	35,223	33,755
売上総利益	6,617	6,684
販売費及び一般管理費	※1 3,483	※1 3,346
営業利益	3,134	3,339
営業外収益		
受取利息	32	39
受取配当金	153	406
為替差益	—	78
持分法による投資利益	468	59
その他営業外収益	42	48
営業外収益合計	696	630
営業外費用		
支払利息	1,056	875
為替差損	688	—
その他営業外費用	94	14
営業外費用合計	1,838	889
経常利益	1,992	3,079
特別利益		
固定資産売却益	114	535
投資有価証券売却益	2	—
特別利益合計	115	535
特別損失		
減損損失	465	—
固定資産除却損	0	9
固定資産売却損	58	—
特別損失合計	523	9
税金等調整前四半期純利益	1,585	3,605
法人税等	49	141
四半期純利益	1,536	3,464
非支配株主に帰属する四半期純利益	1	20
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,535	3,445

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
四半期純利益	1,536	3,464
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△595	1,052
繰延ヘッジ損益	△19	205
為替換算調整勘定	△313	△154
持分法適用会社に対する持分相当額	△67	△11
その他の包括利益合計	△993	1,092
四半期包括利益	543	4,557
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	436	4,549
非支配株主に係る四半期包括利益	106	7

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,719	10,658
受取手形及び売掛金	6,847	6,792
貯蔵品	1,787	1,633
商品	80	145
販売用不動産	3	3
繰延及び前払費用	1,990	2,091
繰延税金資産	41	41
未収還付法人税等	45	73
その他流動資産	3,634	3,225
貸倒引当金	△1	△2
流動資産合計	25,145	24,659
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	68,580	66,432
建物及び構築物（純額）	44,344	43,355
土地	37,847	37,847
建設仮勘定	3,758	4,323
その他有形固定資産（純額）	2,705	252
有形固定資産合計	157,234	152,208
無形固定資産		
電話加入権	9	9
その他無形固定資産	625	597
無形固定資産合計	634	606
投資その他の資産		
投資有価証券	18,075	19,539
長期貸付金	168	142
退職給付に係る資産	137	115
繰延税金資産	81	79
その他長期資産	2,495	2,315
投資その他の資産合計	20,956	22,191
固定資産合計	178,824	175,005
資産合計	203,969	199,665

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,945	3,705
短期借入金	25,172	26,339
未払費用	314	313
未払法人税等	189	98
繰延税金負債	14	118
前受金	2,254	2,299
賞与引当金	296	298
固定資産解体費用引当金	288	288
契約損失引当金	—	648
その他流動負債	4,567	1,821
流動負債合計	38,039	35,927
固定負債		
長期借入金	82,624	76,456
役員退職慰労引当金	59	63
退職給付に係る負債	654	654
特別修繕引当金	3,483	3,891
契約損失引当金	626	—
受入敷金保証金	7,273	7,229
リース債務	188	156
繰延税金負債	1,794	2,253
その他固定負債	455	273
固定負債合計	97,156	90,974
負債合計	135,195	126,901
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金	7,613	7,613
利益剰余金	43,443	46,332
自己株式	△50	△50
株主資本合計	64,098	66,987
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,207	4,260
繰延ヘッジ損益	440	656
為替換算調整勘定	964	801
その他の包括利益累計額合計	4,612	5,717
非支配株主持分	65	60
純資産合計	68,774	72,764
負債純資産合計	203,969	199,665

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,585	3,605
減価償却費	4,353	4,194
持分法による投資損益（△は益）	△468	△59
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	114	22
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	41	△0
減損損失	465	—
受取利息及び受取配当金	△185	△444
支払利息	1,056	875
有形及び無形固定資産売却損益（△は益）	△56	△535
売上債権の増減額（△は増加）	1,000	55
仕入債務の増減額（△は減少）	△498	△1,223
その他	△540	850
小計	6,867	7,339
利息及び配当金の受取額	481	494
利息の支払額	△1,075	△877
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△37	△163
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,236	6,793
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△3,351	△2,228
有形及び無形固定資産の売却による収入	5,283	761
投資有価証券の取得による支出	△222	△1
投資有価証券の売却による収入	3	5
その他	2	56
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,715	△1,406
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	5,331	330
長期借入れによる収入	5,400	2,722
長期借入金の返済による支出	△21,518	△7,766
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△555	△555
非支配株主への配当金の支払額	△8	△12
リース債務の返済による支出	△378	△133
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,727	△5,416
現金及び現金同等物に係る換算差額	△552	△32
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△4,329	△61
現金及び現金同等物の期首残高	14,326	10,719
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 9,997	※1 10,658

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲又は持分法適用の範囲に重要な変更はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
役員報酬及び従業員給与	1,295百万円	1,324百万円
賞与引当金繰入額	237	226
退職給付費用	136	42
役員退職慰労引当金繰入額	7	6
業務委託費	511	488

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
CENTRAL TANKER S. A.	設備資金	1,202百万円
		1,139百万円
LNG EBISU	〃	997
SHIPPING CORPORATION		886
PENINSULA LNG	〃	807
TRANSPORT NO. 4 LTD.		780
MARTIN ISLAND	〃	671
SHIPPING S. A		643
JIPRO SHIPPING S. A.	〃	536
		475
計		4,213
		3,923

複数の保証人がいる連帶保証については、当社の負担となる金額を記載しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	9,997百万円	10,658百万円
その他(現先)勘定に含まれる現金同等物	—	—
現金及び現金同等物	9,997	10,658

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	555	5.0	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	555	5.0	平成28年9月30日	平成28年11月28日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	555	5.0	平成29年3月31日	平成29年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年10月31日 取締役会	普通株式	555	5.0	平成29年9月30日	平成29年11月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

I 前第2四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	31,348	3,883	6,609	41,840	—	41,840
セグメント間の内部売上高又は振替高	△211	218	33	40	△40	—
計	31,137	4,101	6,642	41,880	△40	41,840
セグメント利益又は損失(△)	1,287	△71	1,918	3,134	—	3,134

(注) セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「外航海運業」セグメントにおいて、当社が保有する船舶について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては465百万円であります。

II 当第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	31,002	4,186	5,252	40,439	—	40,439
セグメント間の内部売上高又は振替高	△254	261	32	39	△39	—
計	30,747	4,446	5,285	40,479	△39	40,439
セグメント利益	1,386	254	1,699	3,339	—	3,339

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	13円84銭	31円04銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額（百万円）	1,535	3,445
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額（百万円）	1,535	3,445
普通株式の期中平均株式数（千株）	110,970	110,969

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成29年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 配当金の総額……………555百万円
- (2) 1 株当たりの金額……………5 円00銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………平成29年11月27日

(注) 平成29年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月10日

飯野海運株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井紀彰 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井仁子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。